

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年 4 月 24 日

公益財団法人佐賀県スポーツ協会 会長 山口 祥義

1 業務内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA 運営業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 7 年 9 月 30 日まで |
| (4) 予算額金 | 15,000 千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む） |
| (5) 履行場所 | 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「当協会」という。）の
指定する場所 |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務の趣旨を十分理解し、委託する業務内容を誠実かつ確実に実施できる団体であること。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

3 手続等に関する事項

(1) 担当課

当協会振興課

郵便番号 849-0923 佐賀県佐賀市日の出二丁目1-11

電話 0952-30-7716

FAX 番号 0952-30-7708

電子メールアドレス info@sagaken-sports.com

(2) 募集方法

当協会ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 会社概要（パンフレットで可）

(2) 提出期限 令和7年（2025年）5月2日（金）17時必着

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 参加資格の確認結果は、令和7年（2025年）5月16日（金）までに通知する。

5 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出書類

① 表紙

- ② 企画提案書（会社の基本情報及び 1～18 項目の提案事項記入）
- ③ 見積書（各社の様式による。ただし、仕様書に基づく内訳を明記のこと。）

- ア 表紙（様式第 4 号） 1 部
- イ 企画提案書（任意様式） 正本 1 部 副本 6 部
- ウ 実績書（様式第 5 号） 正本 1 部 副本 6 部
- エ 見積書（任意様式） 正本 1 部 副本 6 部

注）・見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

・当協会あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

- (2) 提出期限 令和 7 年（2025 年）5 月 21 日（水）17 時必着

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (3) 提案書等の取扱

- ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。
- イ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。
- ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- エ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として履行しなければならない。
- オ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

6 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年（2025 年）5 月 23 日（金）14 時から
- (2) 場所 当協会 2 階中会議室
- (3) 実施方法

- ア 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
- イ 参加者側の出席者は 3 人以内（うち 1 人は業務を中心的に担当するものが望ましい）とし、ヒアリング時間は 1 者当たり 25 分程度（説明 15 分、質疑 10 分程度）を予定している。
- ウ プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
- エ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、当協会が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコン等は持参すること。

7 結果の通知

令和 7 年（2025 年）5 月 27 日（火）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

8 審査に関する事項

(1) 審査項目は次のとおりとする。

ア 運営等

- ① 同大会又は類似のスポーツイベントに関する十分な実績・経験があるか。
- ② 迅速かつ円滑な業務運営体制になっているか。(当協会との連絡・連携を含む)
- ③ 緊急時の対応等が明確であるか。
- ④ 十分な人員配置がなされているか。
- ⑤ 業務について仕様書の内容を踏まえ提案されているか。また工夫等があるか。
- ⑥ 運営に関して特に評価すべき点があるか。
- ⑦ 大会趣旨を踏まえ、総合的な観点で安全・安心・確実に遂行できるか。

イ 経費

経済的かつ合理的な見積りとなっているか。

ウ その他提案

- ① 参加者にとって魅力ある提案があるか。
 - ② 主催者にとって有益な提案があるか。
- (2) 審査員は、審査項目により審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する審査項目は0点とする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。審査基準として、提案内容の水準を確保するため、最低基準点（総合点の5割）を定める。

9 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀提案者と発注者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において改めて仕様書を作成し、見積書の再提出を求める。
- (2) 提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀提案者は、仕様書協議・見積決定を経て、当協会から交付された契約書に記名押印し、見積決定通知を受けた日から10日以内に当協会に提出しなければならない。ただし、当協会がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (4) この業務委託については、当協会との2者において契約するものとする。
- (5) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

10 その他

(1) 契約事項

佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(4) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(9) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得た者の中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画提案能力の評価が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

イ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(7) 仕様書等に対する質問

ア 受付期間：令和7年（2025年）5月7日（水）17時必着

イ 受付方法：様式第1号「仕様書等に対する質問書」を電子メールにより「3(1)担当課」まで提出すること。

ウ 回答方法：受付期間に寄せられた質問に対する回答については、令和7年（2025年）5月12日（月）までに全参加者あてに質問内容及び回答を電子メールにより回答する。

(8) その他

ア 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

イ この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。